

平成30年6月7日

会 員 各 位

岐阜県行政書士会
第二業務部

「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」について

日頃は本会の会務運営にご協力をいただきまして誠に有難うございます。
さて、国土交通省の空き家対策に関する標記事業に関して情報の提供をさせて頂きます（A4 2枚 PDF）。

参考

国土交通省ホームページ

http://www.mlit.go.jp/report/press/house03_hh_000122.html

空き家対策の担い手強化・連携モデル事業

平成30年度予算：3億円(皆増)

各地における空き家対策を加速するため、空き家に関する多様な相談に対応できる人材育成、多様な専門家等との連携による相談体制の構築、地方公共団体と専門家等が連携して共通課題の解決を行うモデル的な取組について支援を行い、その成果の全国への展開を図る。

事業内容

1. 人材育成と相談体制の整備 (個別課題の解決)

空き家に関する多様な相談にワンストップで対応できる人材の育成、地方における法務、不動産、建築等の専門家等と連携した相談体制を構築する取組を支援。



2. モデル的な取組への支援 (共通課題の解決)

空き家の発生抑制、除却、利活用等における高度なノウハウを要する事例について、具体のケーススタディとして蓄積する取組、全国の多様な取組事例について情報共有を行う取組を支援。

<取組例>

「発生抑制」

- ・ 相続登記の徹底を促す取組
- ・ 成年後見制度、民事信託の利用等

「除却」

- ・ 財産管理制度の活用
- ・ 効率的に所有者を特定する取組

「利活用」

- ・ 地域において空き家を活用する取組
- ・ 活用の際の建築基準法等の対応についての整理

事業要件

- ・ 地方公共団体と専門家等が連携して実施すること
- ・ 本事業の成果を広く公開すること

事業主体

市区町村、民間事業者等

補助率

定額補助

事業期間

平成30年度～平成32年度

平成30年5月24日
住宅局住宅総合整備課

「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」の提案募集を開始！

～専門家等と連携した、人材育成や相談体制の整備等の取組を支援します～

国土交通省では、全国の空き家対策を一層加速化させるため、今年度、新たに創設した支援制度「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」※について、本日より、提案の募集を開始します。（6月25日（月）18時必着）

※本事業は、全国の空き家対策を一層促進するため、空き家に関する多様な相談に対応できる人材育成や専門家等との連携による相談体制の構築、空き家の発生抑制等の共通課題の解決を行うモデル的な取組を支援する制度です。

1. 対象事業

(1) 人材育成と相談体制の整備部門

空き家に関する多様な相談にワンストップで対応できる人材の育成、地方における法務、不動産、建築等の専門家等と連携した相談体制を構築する取組

(2) 共通課題の解決部門

空き家の発生抑制、除却、利活用等における高度なノウハウを要する事例について、具体のケーススタディとして蓄積する取組や全国の多様な取組事例の情報共有を行う取組

2. 事業要件等

- ・支援対象となる事業主体は、市区町村、民間事業者等
- ・地方公共団体と専門家等が連携して事業を実施すること
- ・事業の成果は広く公開すること

3. 応募について

(1) 応募期限：平成30年6月25日（月）18時必着

(2) 応募方法：以下の事務局まで、郵送により「提案書」を提出

※事業要件、応募要件等の詳細については、「募集要領」をご確認ください。

※募集要領・提案書は、以下評価事務局のHPよりダウンロードいただくか、評価事務局までお問い合わせください。

<評価事務局>

所在地：〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2 グランキューブ15階
(株式会社価値総合研究所内)

H P： <https://www.vmi.co.jp/jpn/consulting/seminar/2018/akiya-ninaite.html>

電話：03-5205-7903 (平日10:00~18:00)

4. 選定方法

評価事務局が設置した、学識経験者等で構成する評価委員会の評価を踏まえ、7月頃に国土交通省が採択事業を決定します。

<問い合わせ先>

住宅局住宅総合整備課住環境整備室 モデル事業担当 藤井、五島

電話：03-5253-8111 (内線：39-354, 39-356)、03-5253-8508 (直通)

FAX：03-5253-1628 メール：jyutaku_seibi@mlit.go.jp